

柳澤吉里公用日記  
『福寿堂年録』

—解説と翻刻（一）—

宮川葉子

キーワード

柳澤吉里

公用日記

家督相続

柳澤吉保

六義園

徳川家宣

はじめに

柳澤吉保の公用日記『樂只堂年録<sup>注</sup>』宝永六年（一七〇九）六月十八日の記事は、「吉保并に妻、今日駒籠の下屋敷のやかたへ移徙す」で終わる。これは『樂只堂年録』全二九巻の最終巻の最終記事にあたる。それを受け書き始められるのが柳澤吉里<sup>ナカヨシ</sup>の公用日記『福寿堂年録<sup>注</sup>』。序文を除くと年録としての記事本体は、

宝永六年／吉里二十二歳／六月／十九日、「十八日より前の事は樂只堂年録に詳なり、」（ ）内は本来割注。読みやすくするため、私に括弧を付し

て一行書きに改めた。以下同じ)。

と始まり、『樂只堂年録』との間に一日の記事のプランクもない。

吉里は、徳川綱吉の寵臣として活躍した柳澤吉保の嫡男。生母は吉保の最初の側室飯塚染子であった。吉保の榮華は既に述べて来たので繰り返さないが、家督相続に至る経緯だけ簡略に述べておきたい。

綱吉の寵愛のもと、微祿の身から甲斐国十五万石を拝領(注三)し、大老格として活躍した吉保。しかしその去り際は呆氣なくやつて來た。宝永六年一月、十日ほどの病臥の末に綱吉が薨去したからである。病因は麻疹(注四)であつた。最期まで人事を尽くした吉保に、最早幕閣の最高位に留まる気持はない。

即刻の隠退を希望する吉保を吉里が繼いだ。かつて染子は吉保との間に、三男二女を産んだが大半夭折。残つたのは吉里一人であつたし、吉保側室正親町町子腹の二男児(安通・時睦)はまだ十六歳と十四歳。二十三歳の吉里が柳澤家を統率するのは順当なところであった。因みに吉保の家督相続は、延宝三年(一六七五)十八歳の折。それに比べ吉里の二十三歳は早すぎないし、相続させうる子息の用意があつた吉保の先見も評価すべきであろう。但し吉里の家督相続を染子は知らない。宝永二年(一七〇五)五月、三十九歳で逝去してしまつていたからである。

本稿は、『福寿堂年録』の翻刻を通して、吉保から吉里への柳澤家の代替りを多角的に探究することを目的とする。結論の先取りになるが、家督を継いだ吉里は、翌年五月に初めての甲斐国入りをなす。定府のため、一度も国元へ下らなかつた吉保とは異なり、一大名として参勤交代することになったのである。以後十五年間、甲州街道を行き来した吉里は、享保九年(一七二四)三月、大和郡山に転封となり、郡山藩が明治維新まで柳澤家の本領となる。そうした経緯を概観する時、吉里は柳澤家と幕府の様々な転換期を経験しつつ、柳澤家を十五万石の大名家に育てあげた吉保をうけ、見事後世に家筋を繋げた人物といえるのである。それは学芸・文芸の方面においても充分指摘できるのは追々論じて行くことになろう。

なお『福寿堂年録』は宝永六年六月十九日に始まり、延享二年(一七四五)十月まで、三十数年にわたる記録を全四四〇巻に編纂した膨大な史

料。従つて紙面の制約を持つ「紀要」の範囲内では、報告できるかが危ぶまれるが、取り敢えず本稿では、宝永六年六月十九日～八月廿九日の二箇月半を翻刻、トピックスのかたちで十二項目を探り上げ、吉里の家督相続直後を考察した。

### 【注】

一、全二三九冊。紙本墨書き冊子装。縦二九・五×横二一・七センチ。柳澤吉保先代の記述に始まり、宝永六年（一七〇九）六月、嫡男吉里に家督を譲り、自らは六義園に隠退する迄の吉保の公用日記。元禄十五年（一七〇二）四月の柳澤邸の火災で、それ以前の記録が焼失。吉保は荻生徂徠に命じ、各所に残る記録類を収集させ、同年十一月までに復元させた。和文体二本と漢文体一本があるが、完本は和文体のみ。一方、漢文体の第一一二巻の巻末に、「監対臣 荻生宗右衛門茂卿」とあり、徂徠の監修が確認でき、「今朝改」字「子明、号「樂只堂」」（『樂只堂年録』第一〇八巻・元禄十五年十月六日条）とあるから、樂只堂が吉保の号であるとわかる（宮川葉子担当「柳沢文庫収蔵品図録」（平成二十二年十月一日、柳沢文庫創立五十周年を記念して発行された図録）一〇八頁〔33参照〕）。なお『樂只堂年録』和文体の翻刻は、本年（平成二十三年）初秋頃までに、第一巻（全十巻の予定）が、宮川葉子校訂・八木書店刊として上梓される予定である。

二、宮川葉子「柳沢家の古典学（上）—『松陰日記』—」（新典社、一〇〇七年一月）他。

三、表高は十五万石であったが、内高は二十二万石に及んでいた（『樂只堂年録』収載の朱印状）。

四、このあたりに関しては、宮川葉子「柳澤吉里の一人の母の死一付・『染子家集』」「定子追悼文」—（『國際經營・文化研究』第一三巻第一号、一〇〇九年）で報告した。

### （一）『福寿堂年録』命名の由来

『福寿堂年録』の冒頭には序文が置かれる。その中に、

幼時抨<sup>ス</sup>賜<sup>ス</sup>御書福寿<sup>二大字</sup>、扁<sup>ニシテ</sup>諸<sup>ヲ</sup>堂額<sup>ニ</sup>、以示<sup>レシ</sup>弗<sup>レフ</sup>忘<sup>ラム</sup>、今又命<sup>ニシテ</sup>其<sup>ノ</sup>編<sup>ワ</sup>、曰<sup>ク</sup>福寿堂年録<sup>ド</sup>、

とあり、吉里幼時に拝領した「御書福寿」<sup>二大字</sup>に因む命名だと知られる。これに關しては、『樂只堂年録』元禄八年（一六九五）十二月十日、綱吉の吉保邸御成の条に、「福寿といへる大文字を遊ばして下さる」（第三六卷）とあり確認できる。二文字は、絹本墨書掛幅装、縦三〇・七×横七〇・五センチ、「綱吉」の自署を持つ<sup>注五</sup>一軸として柳沢文庫に現蔵される。

吉里は貞享四年（一六八七）生まれであるから、拝領当時九歳。元禄四年（一六九一）三月、綱吉は初めて吉保の神田橋屋敷に御成。以後生涯に五十八回の御成を繰り返すが、そうした際に、綱吉自筆の書き物を頂戴することも屡々であった。「福寿」もその類である。

### 【注】

五、宮川葉子担当「柳沢文庫収藏品図録」（注一同書）一〇九頁<sup>注四</sup>参照。

## （二）御台所様の叙位

『福寿堂年録』が宝永六年六月十九日の記事に始まることは述べたが、その同じ十九日の記事の一つとして次がある。

御台所様、従三位の勅許なりし御祝儀とて、西の丸へ惣出仕なれども、吉里所勞ある故に出仕すまじきよしを、昨日<sup>（六月十八日）</sup>、月番の老中、土屋相模守政直へ達して出仕致さず、故に今日、老中并に間部越前守詮房が亭へ使者をつかはして賀し奉る、<sup>（柳澤吉保）</sup>保山公より、相模守政直并に越前守詮房が亭へ使者をつかはして賀し給ふ、越前守詮房へは手紙をもつかはしたまふ、

こここの御台所様は、近衛基熙<sup>ニシキ</sup>女の熙子。母を後水尾院皇女品宮に誕生、延宝七年（一六七九）六月に時の甲府宰相綱豊（家宣）に入輿。後に天英院と称された（『柳澤婦女伝系』十五「文昭公大夫夫人 天英院殿之系」）。彼女が従三位に叙されたのである。このあたりの事は、『文昭院殿御実紀』（家宣にかかる『徳川実紀』）卷三、宝永六年六月十八日の条に、

この日、御臺所従三位に叙したまへる旨仰出さる。御臺所にて御叙位あるは、先々いまだ例なしといへども、こたびは京よりとりわけ仰進らせらるゝによれりとぞ聞えし。

じある。御台所叙位の先例はないが、この度は京都からの強い意向に依るのだという。何故に熙子に特例が適用されたのか。

当時の皇室の状況を見ておこう。宝永五年（一七〇八）三月八日、内裏は炎上。時の東山天皇は近衛家熙邸に行幸しそこを皇居となした。翌六年六月廿一日、中御門天皇九歳が受禅（即位は翌七年十一月十一日）、それを見届けた東山天皇は、同年十二月十七日、三十五歳で崩御となる（「本朝皇胤紹運録」）。将軍家の代替りを受けたかのよう、皇室でも代替りがなされていたのである。

では内裏炎上の際の行幸先が近衛関白家熙邸であったのは何を語るのか。家熙は基熙の繼嗣、御台所熙子の兄にあたり、熙子叙従三位当時、関白氏長者の四十三歳。しかも、六月廿一日の中御門天皇受禅以降は、幼帝の摂政として活躍して行く。また熙子の父基熙は当時、前関白左大臣従一位の六十二歳。ここに東山天皇・中御門天皇父子は、名門の摂家近衛家と密接な関係にあつたのが知られるのである。右に「こたびは京よりとりわけ仰進らせらるゝによれり」とある「京」は、目前に受禅を控えた中御門天皇の摂政たる近衛家熙の勢力そのものではなかつたか。御台所様の叙位の祝儀に、幕臣達は西の丸へ惣出仕といふことになった。しかし、吉里は所勞につき出仕を遠慮、使者を遣わし祝意を述べた。「保山公より、相模守政直并に越前守詮房が亭へ使者をつかはして賀し給ふ、越前守詮房へは手紙をもつかはしたまふ」とある保山公は隠退直後の柳澤吉保。月番老中の土屋相模守政直へは使者、側用人間部詮房へは使者と書簡を遣わし、吉里同様、祝意を伝えたのであった。隠退したとはいへ、現今の側用人間部への配慮を怠らない、それが直前まで綱吉の側用人を勤めた吉保の、幕府との接触のありようであつた。

### （三）おすすめの御方

（來官御郎美、御内侍）  
宝永六年六月廿二日の条に、「おすすめの御方より、保山公へ檜重一組を恵まる、安通が実母へは甜瓜一箇なり」とある。「おすすめの御方」に關

しては、『松陰日記』（品木耕次、正義門院）の「廿七卷、ゆはたおび」の第一段に、

櫛笥中納言殿の御女の西の御所に侍ひ給ふは、すめの御方と聞ゆるぞかし。園池の中将の御姉にておはしけるを、かの君養ひ給ふて出し立て給へるにぞ有ける（宮川葉子『柳沢家の古典学（上）——『松陰日記』』九三四頁）

とある女性。『松陰日記』の作者正親町町子と、おすすめの方は遠縁（同上書、九三六頁の系図等参照願いたい）。そのため、懷妊したすめの御方に「ゆはたおび」を進呈したのを語る記事で、吉保側室町子にとつて、次期將軍家宣の御部屋への帶献上は輝かしいことであった。

右の檜重・甜瓜の記事は、新將軍御部屋（側室）との関係を通して、柳澤家が綱吉時代同様、將軍家との接触を保持していたのを語る。なお町子が男兒安通の実母と呼ばれるのは『樂只堂年録』と同様である。

#### (四) 甲斐守に改名

六月廿六日の条に、「先祖の名なれば、甲斐守と改め度と云ふ事を、柳澤八郎右衛門信尹をして、土屋相模守政直へ達す」とあり、二日後の廿八日には、「願のごとく甲斐守と改むべきよしを、土屋相模守政直、伝へらる、やがて彼亭へ往きて御礼を申上ぐ」とある。吉里の以前の名乗りは伊勢守。しかし、家督相続し名実とともに甲斐國主となつた今、先祖（ここでは直接には吉保を指す）の名乗りを引き継ぎ、甲斐守と改めたいと申請し許可されたのである。

柳澤家は甲斐駒ヶ岳の山麓を根城にする武田信玄の家臣団武川衆。一方、綱吉は吉保の尽力により、宝永元年（一七〇四）十二月、甲府宰相綱豊（家宣）を繼嗣に決めた。繼嗣決定の大きいなる恩賞とし、それまでの綱豊支配の地に関し、同月廿一日、吉保は、駿河・甲斐國の一部を賜る（実際の受け取りは、翌二年二月十九日）。しかし、翌年三月十二日、吉保は駿河國を返上、甲斐國內のみで三万九千二百石余を拝領し、都合十五万三千二百石余に至るのである（綱吉よりの朱印状には、二十二万八千七百六十五石余とある）。

自らの出身地を賜つた柳澤家の喜びは絶大かつ筆舌に尽くしがたい名誉であつた。以後、甲斐國主を名乗つた吉保をうけ、同名の名乗りへの許可が今回吉里に下つたのである。六月廿九日の条には、「今日、甲斐守と改む、是によりて、麻上下を着して老中、並に間部越前守詮房が亭

「往きて其よしを達す」、翌七月朔日の条には、「月次の御礼、例の(イ)とし、今日御礼を申上ぐ時に、甲斐守と奏者番衆披露あり」とあるように、会衆の面前でも「甲斐守」と披露されたのであった。因みに同日、「吉里、願ひの(イ)とく甲斐守と改むべきとの仰事あるによりて、保山公より、老中並に間部越前守詮房が亭へ使者をつかはして、御礼を申上げたまふ」とあるのに察し、きつぱりと政界を隠退したかに見える吉保ながら、父親として、時の側用人への配慮は欠いていなかつたのが知られる。

### (五) 家督相続御礼

七月一日の条に、

家督を続たるによりて、長上下を着して、増上寺の台徳院様の御仏殿へ参詣し、金一枚を献上す、増上寺へ、紗綾五巻、昆布一箱、御仏殿の別当宝松院、宿坊月光院へ銀三枚充を贈る、(德川秀忠)安通(吉里異腹第、生母町子)・時睦(吉里異腹第、生母町子)も参詣す、御仏殿へ銀一枚充を献上す、増上寺へ昆布一箱、樽代三百疋充を送る、

とある。吉里の家督相続の報告に、増上寺に眠る徳川秀忠の仏殿へ、異腹弟安通・時睦(生母町子)共々参詣したのである。直接寵愛を得た綱吉は東叡山寛永寺に眠るが、二代将軍秀忠は、将軍家の諸々の事情により、三禄山増上寺へ埋葬されていた。このように家督相続し甲斐国主となつた報告を、異腹の弟達共々、三代前の将軍の仏殿へも出向いてなす、それが江戸時代の武家のしきたりであつたのか、柳澤家独自の礼儀作法であつたのか。

### (六) 菩提寺建立

前項と同じ七月一日の条に、「(柳澤家菩提寺、在甲斐國)永慶寺、今日上棟なり、上棟の詞、并に黄檗の悦峰和尚の偈、爰に記す」とある。吉里は甲斐の地に永えい

慶寺を建立すべく上棟式を迎えた。永慶寺は吉保の本願であつた柳澤家の菩提寺。「黄檗の悦峰和尚の偈」が語るように黄檗宗の寺である。  
 黄檗の悦峰和尚とは、黄檗山万福寺の八代住持（道号悦峰、法諱道章、旧号法賢、杭州出身）で、吉保が深く帰依し、和尚の江戸下向の折には、下屋敷六義園での滞在を勧め、禪問答を為し、自らの剃髪や菩提寺建立の相談をなしていた僧侶である（注）同書『柳沢家の古典学（上）—「松陰日記」—廿六「二もの松」第七段「悦峰和尚との交流」他）。

しかるに上棟に際し悦峰は偈文を寄せていているのである。また「奉行 家臣柳澤権太夫源保格」とあるように、建立奉行は吉保父安忠時代からの柳澤家の家老職の柳澤保格であつた。本名曾祢權大夫。息男の帶刀共々、元禄五年（一六九二）に柳澤の姓と、当時保明と称していた吉保の名の一子「保」を拝領するなど、吉保の信任あつい家臣であり、当時甲府城の城代家老でもあつた（同上書、八七五頁〔注釈〕）。吉里がまだ国入りをしていないこの時期（翌年五月が初めての国入りであるのは既に述べた）ながら、信任厚い家臣達の手により菩提寺建立が進められたのである。彼等が吉里の代にも引き続き柳澤家を盛り立てて行くであろうことを予測させる。

総じて吉保が、かくまで出世を遂げた要因の一つに、有能な家臣に恵まれていたことが挙げられる。しかしそれはまた、家臣に対する吉保の配慮があつたからでもあつた。吉保の栄華の歴史に迫る時、見落としてはならない部分と考ええる。

## 【注】

六、日本の三禅宗の一つで渡来はもつとも新しく、承応三年（一六五四）来日の明の僧隱元を開祖とし、京都府宇治市の黄檗山万福寺を本山とする。歴代の住持が中國僧で、吉保は五代高泉・六代千呆・七代悦山・八代悦峰にそれぞれ師事していた。

## （七）左京の御方

七月三日の条に、

今朝五つ時頃に若君様御誕生、世良田鍋松様と称し奉る、御母は、左京の御方なり、大五郎様御誕生の時の吉例によりて、惣

（唐川家稿）

（末喜安藤田氏、於喜世之方）

（末喜一男、生母鷹司氏、須免之方）

出仕並に老中の亭へまづりて、御祝儀を申上<sup>す</sup>ず、

ある。以下その関連として、十一日には、

今日、鍋松様の七夜の御祝儀なるによりて、保山公并に安通が実母<sup>(正保町町子)</sup>より、献上物あるべきよしを、昨日間部越前守詮房より、保山公へ伝へらるゝによりて、今日、保山公より、鍋松様へ、一種一荷を進上し、左京の御方へ、紅白縮綿<sup>(綿)</sup>二十巻、肴一種、樽一荷を進じ給ふ、其女臣一人へ、銀三枚充、惣女中へ、十枚を贈りたまふ、安通が実母より、鍋松様へ、一種、一荷を進上し、左京の御方へ、紅白縮綿<sup>(綿)</sup>十巻、肴一種、樽一荷を進ず、其女臣二人へ、銀一枚充、惣女中へ十枚を贈る、

ル続き、廿二日には、

左京の御方の枕直しの祝儀とて、保山公へ、色羽二重二十疋、檜重一組、肴一種、樽一荷、安通が実母に、色羽二重十疋、行器五荷、ぬり重の内一組、肴一種、樽一荷を恵まる、

ある。翌廿四日には、

安通が実母より、左京の御方の広敷番一人に、金三百疋<sup>(綿)</sup>、宰料<sup>(綿)</sup>一人に一百疋充、持人三十五人に、千疋を贈る、昨日御祝儀の使に来れるによりてなり、

とあつて、廿五日には、

保山公より、左京の御方へ、縮綿二十卷、肴二種、樽一荷を進じ給ふ、其女臣二人へ、銀三枚充、惣女中へ十枚を贈りたまふ、安通が実母より、左京の御方へ、縮綿十卷、菓子の折一つ、肴二種、樽一荷を進じ、其女臣一人へ、銀一枚充、惣女中へ十枚を送る、一昨日、恵み物あるによりてなり、

とあり、五箇所に涉った記事は書き収められる。

ここに想起されるのが『松陰日記』「廿九巻、爪木のみち」の次の記事である。

卯月になりぬ。左京の君と聞えて御所に侍ひ給ふ御局に、又此辺りより帯参らする事ありけり。去にし年、若君の御母君に参らせたる例にて御氣色あれば、君も「いとめでたき事なり。愚かなならず物すべく」の給ふ。大方の様、その時のまゝに変らず調じて遣はしたり（注二同書、一〇〇〇頁）。

左京の君（左京の御方）は七代將軍家継生母の勝田氏。『柳當婦女伝系』十六「有章公実御尊母、月光院殿の伝系」に、「始名喜世、左京、後称月光院殿、従三位、有章公御母公、宝永六年己丑七月二日（徳川諸家系譜）幕府祚胤伝五では七月三日）奉産鍋松君、「御諱家継公」、而後改名左京、正徳二年壬辰十月十四日（文部公薨御の時、雍髪称月光院、同三年癸巳十一月十八日有章公將軍宣下内、叙従三位、移住吹上御殿」とある。『福寿堂年録』が『樂只堂年録』を承けて書き始められる直前の宝永六年四月、町子は家宣側室の左京の君に腹帶を献上していたのである。前年にも同じく町子から家宣側室すめの御方に帶を献上（本稿（三）「おすすめの御方」参照）、その効あつてか、宝永五年十二月廿二日、すめの御方は大五郎を無事出産、それにあやかつてのこの度の献上要請であつたらしい。

左京の君は無事男児世良田鍋松（後の家継）を出産した。それに係る一連が右五箇所に及ぶ記事である。逐条述るゆとりはないが、正親町公通息女町子が持ち込んだ公家文化の香りは、腹帶献上、若君誕生以後の諸行事という晴れ晴れしい行事を通して、吉保隠退後も将軍家とのつながりに寄与していたのである。

#### （八）本亭移徙祝儀の和歌会

七月十一日の條に、

本亭へ移徙せし祝儀とて、和歌の会を興行す、兼題は、松樹増色、当座の探題二十首、／早春雨政徳 檜原霞以直 花匂風恒隆 水辺蛙以直  
市郭公費亮 橋誰家正興 泉忘憂成福 新秋雲恒隆 袖上露貴亮 夜半月吉里 重陽宴政徳 落葉少直行 冬橋月貞清 向炉火勝旨 寄硯恋正興 寄筆  
恋吉里 寄扇恋直行 山中滝勝旨 望遠帆貞清 寄鏡祝全故

とある。詠者は吉里付さの家臣。うち、「寄鏡祝」の詠者全故は、吉里が翌年甲斐国へ初入国する際に同道、入国直後から『源氏物語』の講釈に携わった柏木全故（素龍）の人である。<sup>注七</sup>柳澤家は吉保が北村季吟から古今伝受し、それを全故と吉里に授け、靈元院をはじめその歌壇に集う公家達に和歌添削を願い、六義園自体が和歌の六義にのつとつた名所八十八箇所を備え、とりわけ「新玉松」は京都松原五条の新玉津嶋社を勧請した「東の新玉津嶋」を意図していたこと等に知られるように、和歌に熱心な家筋でもあった。<sup>注八</sup>吉里はそれを継ぎ、生涯に二万首以上の和歌を詠み、『積玉和歌集』（全七冊・追加三冊・員外八冊）、『潤玉和歌集』（全一冊）、『続潤玉和歌集』（全一冊）を編纂、二条西実隆に倣つて『源氏物語』の巻名を素材に二種の「源氏巻々和歌」を詠み、石山寺に奉納するなど、文芸の香り高い大名でもあった。<sup>注九</sup>なお実隆を規範とした柳澤家の和歌詠のありようは、<sup>注十</sup>公通・町子父子が、正統な実隆の子孫であることを抜きには論じられない」と等、既に述べたところである。

【注】

七、宮川葉子「徳川大名柳沢吉里と『源氏物語』—「詠源氏卷々倭歌」を中心にして」（『近世文芸』55・平成四年二月）。

八、元禄十三年（一七〇〇）八月廿七日。時に季吟七十七歳、吉保四十三歳であった。

九、前者は宝永三年（一七〇六）六月十八日、後者は同年七月一日の『樂只堂年録』に確認できる（この点は注二同書、八六四頁でも触れてある）。

十、吉保は側室町子の実父正親町公通を介し、靈元院及びその周辺の公家へ近づき、和歌の添削を通しての交流を持ったことについても、宮川葉子『柳沢家の古典学（上）—『松陰日記』—』（注二同書）他に詳細に述べたところである。なお、「六義園絵巻」にみられる新玉松の朱塗りの鳥居は、吉里の生母飯塚染子の奉納であることについては、宮川葉子「六義園再考—その増地をめぐって—」（『国際経営・文化研究』第十四号第一巻・平成二十二年十一月）において触れた。

十一、注二同書。解説「二、正親町町子の背景」。

### （九）常憲院殿と吉保父子

七月十三日、

今日常憲院様の仮御仏殿へ蓮の造り物ある燈籠一つを献上す〔蠟燭百挺を添ふ〕、保山公よりも同じ事にて、燈籠の造り物立花なり、安通、時睦よりもさり〔燈籠一つ充を献上す、〔蠟燭十挺充を添ふ〕、

とある。常憲院様は申すまでもなく綱吉。当年（宝永六年）一月十日に薨去以後、吉保・吉里父子はその仮仏殿へ足繁く詣でていたのは『樂只堂年録』に充分知られるところである。この日は、吉里が「蓮の造り物ある燈籠一つ」を献上、保山公吉保からも「燈籠の造り物立花」、安通、時睦二人からも「きりこ燈籠一つ充」を献上したのである。  
注二

現在、常憲院殿の御廟所は唐門が残る程度で、それ以上の詳細を知り得ないが、そこに吉保父子は灯籠等を献上していたのである。柳澤家の以後の繁栄は、寵愛を得た綱吉への限りない弔いの姿を無視しては語れないと考えるのであるが、こうした参詣関連の記事は、遡る七月十日に、

〔東叡山の常憲院様の仮御仏殿へ参詣す、保山公も参詣し給ふ〕、翌十四日にも、「東叡山の三御仏殿へ参詣す、常憲院様の仮御仏殿へは、御香（東水寺）  
（徳川綱吉） 簿銀一枚を供づ」とあるのなどに確認である。

【注】

十二、榦を切り子（立法体のそれぞれの角を切り落とした形）に組んで、四方の角に造花や紙、帛などを細長く切ったものを飾りつけた灯籠。

(十) 代替りの誓詞

七月廿六日の条に、

安通、時陸に、御代替りの誓詞を仰付らるゝ事を窺ひぬれば、安通は十六歳なれば、明朝、大久保加賀守忠増が亭へ往きて、誓詞をすべし、時陸が誓詞の事は、来春に到りて窺ふべきよしを、加賀守忠増伝ひる、

とあり、翌廿七日には、

安通、今朝、大久保加賀守忠増が亭に往きて、御代替りの誓詞をす、誓詞の文、爰に記す、

とした上で、「起請文前書」として、

一、今度、御代替付而、弥重公儀御為第一奉存、聊以御後闇儀不仕、御奉公大切可相勤事、  
一、御一門方始諸大名、諸傍輩与以惣心申合、一味仕間敷候、若以計策悪事相頼族於有之者、早速可致言上事、

一、被仰出候御法度之趣、堅相守可申事、

右條々隆為一事於、致違犯者、梵天帝釈、四大天王、惣日本國中六十余州、大小神祇、殊伊豆箱根両所權現、三嶋大明神、八幡大菩薩、天滿、大自在、天神部類眷屬、神罰冥罰、各可罷蒙者也、仍起請所件、松平刑部少輔

宝永六年七月 安通判

(政直) 土屋相模守殿 小笠原佐渡守殿 (長重) 秋元但馬守殿 (秀知) 本多伯耆守殿 (正木) 大久保加賀守殿 (主博) 井上河内守殿 (柳澤安通)

と続く。將軍の代替り以後も、今迄同様公儀に尽くすこと、違犯はしないこと等を、梵天帝釈、四大天王はじめ、日本国中の神祇に誓わせているのである。まさに起請文中の起請文といえよう。幕府はこうした方法をもつても、民意を束ねていたのである。なお時陸は安通の二歳年少の十四歳。時陸の誓詞は来春にあらためるとあるから、誓詞提出の最低年齢は十五歳であつたらしいのも知られる。

(十一) 吉保の借金

七月廿九日には、次のような記事もある。

万石以上の輩は、前々押借せし金銀高の内にて、三分の一を当年中に返納あるべし、残りての二分は返納するに及ばず、万石以下の輩の押借金銀は、残らず返納に及ばぬよしを、加賀守忠増伝へらる、保山公の押借钱有によりてなり、是によりて、老中並に間部越前守詮房が亭へ往きて、御札を申上ぐ、

借金の返済に関する記事であるが、『文昭院殿御実紀』の同日も見てみよう。

けふ令せられしは、先々より恩貸ありし金銀。年久しき」となれば。年々上納の事をゆるされ。前代までの恩貸はみな下したまはるなり。  
されど國用も莫大なる折からなれば。万石以上は三分が一を。」<sup>(注)此は上納し。其余はかへし納に及ばず。万石以下は残りなく返納を免さるべしとなり。</sup>

とある。幕府貸し付けの金銀のうち、一万石以上の 大名は三分の一のみ返済すれば、残りに返納義務はないこと、万石以下の者に返納義務は一切ない」とが申し渡されたのである。

この日を遡ること約一箇月、六月廿五日の『文昭院殿御実紀』には、「いたび將軍宣下の御祝により、非常の大赦行はるべし。」とあり、家宣の將軍宣下を祝つての大赦が行われているのに鑑み、この度の借金棒引きも祝いの一環であつたかと考える。「國用も莫大なる折」と言う一方で、返納は三分の一でよいというのであるから、なかなか太っ腹に見える。但し今迄年賦で返納していたもの(「年々上納の事」とある)が、いきなり今年中に借金総額の三分の一を返納せよといわれても、返済の目処が立たない大名もあつたのではなかろうか。ちなみに、当年九月十八日の『福寿堂年録』には、

保山公、年来拝借したまふ金高毫万五千七百両なり、三分の一を返納すべしよしなるによりて、今日、金五千貳百三拾三両壹分銀五錢目  
を返納す、

とあり、拝借金の高と返済額と完済が知られる。華々しかつた大老格吉保の経済的な内情は厳しかつたのかもしね。

#### (十一) 霊元院との交流

同じ七月廿九日の条に、「<sup>(注)此は上納の事</sup>公通卿の答書到着の日、詳ならず、爰に記す」と断つた上で、

仙洞御安全被為成候間、可心以安候、然者、今度美濃守願之通隱居、家督無相違足下江能仰付、芳首尾好一段被思召候、固茲目録之通獻上之、則令披露候処、御感御事候、宜申述旨、御氣色候、恐惶謹言、／七月十九日／公通／甲斐侍従殿

とある。

ここに仙洞は靈元院。吉保・吉里父子及び町子が和歌添削を得た一二二一代天皇（生没・一六五四～一七三二、在位・一六六三～八七、後水尾天皇皇子、名は識仁さちひと）である。仲介役公通（吉保側室町子の実父であることは既に述べてある）は、吉里に対し柳澤家の家督相続の無事終了を祝した上で、柳澤家からの献上品目録の披露を大変に喜んだ靈元院が、宜しく伝えるべく沙汰したことを伝達しているのである。ではここに「目録之通獻上之」の内容は何か。「答書到着の日、詳ならず」も気になる。

一方、八月十九日の条には、

保山公より、仙洞御（靈元院）所へ香炉笛一つ、二幅対の掛物を献上し給ふ、（正親町町子実父）公通卿へたのみ給ふ、

とあつて、

仙洞御所益御機嫌能被成御座、目出度奉恐悦候、然者、別紙書付之通、献上仕候、宜願奏達候、恐惶謹言、／松平美濃守（柳澤吉保）／八月十九日／判／正親町前大納言殿

と、右の書簡の写しが載る。「答書到着の日、詳ならず」として『福寿堂年録』七月廿九日の条に収載していたが、仮にこれが八月十九日、吉保が靈元院に「香炉笛一つ、二幅対の掛物を献上」した折のそれであつたら、どういうことが考えられるのか。注十二

吉保は自らが引退した跡も、靈元院との交流は絶やさなかつたのである。右の記事には日時的に齟齬を来す部分もあるが、おそらくは、八月十九日の条に見られるように、吉保は靈元院への献上物をなしておらず、それに対する公通の返書が七月十九日付のそれであつたと考えてよいのではあるまい。あるいは単純に七月は吉里、八月には吉保が献上したと解す方が穩当か。かくして以後も、時折、靈元院との交流は続いて行くのは、『福寿堂年録』宝永六年十二月一日の条（第七卷）と柳沢文庫蔵の硯一面（注一同図録<sup>55</sup>）の下賜にも知られる。<sup>注十四</sup>

#### 【注】

十三、七月廿九日の条収載の吉里宛公通書状の七月十九日の日付と、八月十九日の公通宛吉保書状の日付が丁度一箇月違ひであることも、気に掛かるところである。あるいは、八月十九日付の吉保書状及び献上に対し公通答書（宛名が吉里であるのは、家督相続以後である）がなされたものではあるまい。

十四、宮川葉子担当『柳沢文庫収藏品図録』一〇〇頁<sup>56</sup>には、「仙洞様より御拝領御硯石／宝永六<sup>己未</sup>十二月一日於伝領屋鋪正親町前大納言様御渡」と読める箱書の写真も掲載してある。

#### 【翻刻の部】

##### 凡例

一、底本を忠実に翻刻することを原則としたが、校訂方針は次に従つた。

二、漢字は原則として通行の字体に統一した。但し、朱印状・御触書・書簡など、旧字を残した方が適當と判断した場合は、旧字・異体字等を使用した場合もある。

三、意味がとりにくい当て字は右傍に〔 〕を付し通行の字を示した。

四、文字の判読が不可能な箇所は、□で示した。

五、割注は読みやすさをもとめ〔 〕を付し同級の文字で示した。

六、適宜句点、読点を私に付した。

七、毎月、初出の人名・事項に（ ）を付して傍注を載せた場合もある。

八、見出を頭注として載せた。

九、底本の行ごとに改行せず追い込んで翻刻した。

### 福寿堂年録 第一卷、宝永六己丑年六月

#### 福寿堂年録序

紹二キ人ノ之志一ヲ述二ルト云ハ人ノ事一、此レ聖人ノ之所以ノ称ニスル孝子者、非ニヤ邪夫孝ハ者人ノ子ノ之職、奉シ天命一ヲ修メンニ已カ職一、豈ニ謂ニ武周ノ之徳、吾弗レ逮而可ナラニヤ平哉、伏惟レハ吾家少将公、夙ニ毓靈降ノ之資一、巧ニ膺ニ雲從之公会一、積善発シ慶厚賓、酬忠ニ拔ニキニ仕伍ヨリ、糸ニ章綏ニ、握ニ鈞衡ニ、位ニ藩幹ニ、茲ニ賄ニ新邦ニ忽復ニ旧壤ニ、元慶以來治平百年、未ニ有顯貴章赫、若ニ是ノ其レ盛ナリ者ハ、矣於ニ是深念ニ、稍暇頗仰以思、惟斯ノ一事絶筆、未ニ統母乃嚮所謂奉ニシ天命一ヲ、修ニル已カ職一者有レルカ闕タルコト焉乎、遂ニ命ニシテ侍史ニ開レ局ニ續修セシム、阿豈為ナラニヤ好事ノ哉、為メ也希レカ孝ニヤ也、緇ニ懷ヘ幼時拝賜ス御書福寿二字、扁ニテ諸堂額ニ、以示レ弗レ忘ラレ今又命ニシテ其ノ編一、曰「福寿堂年録」、亦以循ニテ嚴訓ニ而銘ニス寵錫一、云レ爾正徳三年龍集一癸巳秋八月吉旦中大夫行拾遺補闕甲斐国主源朝臣吉里子萬叙

里古  
萬子

宝永六己丑年 吉里二十三歳

六月

十九日、「十八日より前の事は樂口、堂年録に詳なり。」

吉保御台所より拝受物  
一、土用の中なれば 御尋とて御台所様より保山公へ、のし縮五端、干鯛一箱を下されて拝受したまふ。

吉保六義園移徙のため八重姫松姫より保山公へ、ぬり重の内一組、鰯一はこ、松姫君様より、粽一籠、干鯛一箱を下されて拝受したまふ、駒込の別墅へ移徙したまふによりてなり、

受物

御台所叙従三位の祝儀に所勞により不出仕この日改め使者を遣して賀す

一、御台所様、従三位の勅許なりし御祝儀とて、西の丸へ惣出仕なれども、吉里所勞ある故に出仕すまじきよしを、昨日、月番の老中、土屋相模守政直へ達して出仕致さず、故に今日、老中并に間部越前守詮房が亭へ使者をつかはして賀し奉る、保山公より、相模守政直并に越前守詮房が亭へ使者をつかはして賀し給ふ、越前守詮房へは手紙をもつかはしたまふ、

年中献上物伺い一覽

一、年中献上物の事を書附にて土屋相模守政直へ伺ひぬれば、伺ひたることくに献上すべきよしを相模守政直伝へらる、

公方様江、

元日、御太刀金馬代、三日、御盃臺御酒代金百疋、

端午、御時服五、八朔、御太刀金馬代、重陽、

御時服五、歲暮、御時服五、

御台所様江

端午、白銀三枚、重陽、白銀五枚、歲暮、白銀五枚、

公方様江

正月、鯛一折、余寒伺御機嫌、二月、枝柿一箱、伺御機嫌、四月、岩茸一箱、同断、六月、林檎一籠、土用、伺御機嫌、七月、柏漬鮎一桶、残暑伺御機嫌、八月、梨子一籠、伺御機嫌、九月葡萄一籠、十月、同断、十一月、袋柿一箱、寒中伺御機嫌、十二月、鯛一折、伺御機嫌、

廿一日、

吉保吉里御台所叙従三位の祝儀献上進上所様へ、二種千疋を進上す、保山公よりは、二種五百疋なり、御台

母堂に御台所より拝  
受物

一、土用の中なれば、御尋とて御台所様より、〔吉保第、曾祖氏定子〕母堂に、帷子五つ、檜重一組、干鯛一箱を下されて拝受し給ふ、

廿三日、

一、土用の中なれば、御機嫌伺ひとて、領内の産の林檎一籠を献上す、土屋相模守政直より奉書来る、奉書爰に記す「是より後、定りたる獻上物せしによりての老中の奉書、大抵此本なる故に記さず」

林檎一籠被献之候、首尾好遂披露候、恐々謹言、六月廿三日 政直判

松平伊勢守殿〔柳澤吉里〕 土屋相模守

右の答

御奉書致拝見候、今朝林檎一籠差上申候處、被遂御披露之旨被仰下、忝仕合奉存候、恐惶謹言、

六月廿三日 名乗判 土屋相模守様 松平伊勢守

一、老中六人并に間部越前守詮房、若老中四人、獻上の残とて、林檎一籠充を贈る、

一、八重姫君様より、母堂へ、絹縮五端、粕漬の鯛一桶を下されて拝受したまふ、

一、御部屋より、保山公へ、檜重一組、干鯛一箱を惠まる、甚暑によりてなり「御部屋は右近の御方、太田氏なり」、

一、〔吉保御部屋、正岡町子〕おすめの御方より、保山公へ檜重一組を惠まる、安通が実母へは甜瓜一籠なり、

吉保町子須免御方より拝受物  
吉保暑氣御尋拝領  
吉保八重姫より暑氣  
吉保献上の端午の賀

一、八重姫君様より、保山公へ、鯛一折を下されて拝受したまふ、暑氣の節なるによりてなり、

一、保山公より、去る端午の賀儀、時服を獻上したまふによりて、今日、御内書を頂戴したまふ、家臣柘植多

義への御内書頂戴

忠忠継、西の丸へまゝりて受取る、御内書を受取る使者の席の次第は、松平加賀守綱紀、松平左京大夫頼純、松平攝津守義行、松平出雲守義昌、細川越中守綱利、松平伊予守綱政、松平兵部大輔吉品、次に保山公、次に松平越後守長矩、松平陸奥守吉村、松平薩摩守吉貴、松平讃岐守頼豊、松平淡路守綱矩、松平肥前守綱政、松平大学頭頼之、宗対馬守義方、伊達遠江守宗贊、松平右衛門督吉明、上杉民部太輔吉憲、松平丹後守吉茂、松平民部太輔吉元、松平安芸守吉長、藤堂和泉守高敏、佐竹大膳大夫義格、有馬玄蕃頭則維、松平土佐守豊隆、松平庄五郎、松平大膳大夫頼明、南部信濃守信應、並に両本願寺はいづれも柳の間にてなり、多忠忠継時服二つを頂戴す、

為端午之祝儀、帷子單物数五到来、歎覚候、委曲、大久保加賀守可述候也、五月三日 御黒印

甲斐少将殿

安通吉保の名代を勤む

一、御代替りての後、始ての御内書なれば頂戴せし輩、西の丸へ出仕なり、保山公よりは、名代とて、  
安通を大久保加賀守忠増、間部越前守詮房が亭へつかはして、御札を申上げ給ふ、

吉里所勞快然

一、所勞快然なるによりて、土屋相模守政直、間部越前守詮房が亭へ往きて御台所様、従三位の勅許なりし御祝儀を申上ぐ、

廿六日、

廿七日、

甲斐守と改名希望提出  
土用の御機嫌伺い  
家中の諸士の礼を受く

廿八日、

一、先祖の名なれば、甲斐守と改め度と云ふ事を、柳澤八郎右衛門信尹をして、土屋相模守政直へ達す、  
一、家中の諸士の礼を受く、

〔月次並に佳節の登城は、定りたる事なれば記さず。故ありて登城せざるはそのよしを記す〕

甲斐守と改名許可さる

甲斐守と改名許可へ  
の御礼

廿九日、  
一、願ひのごとく甲斐守と改むべきよしを、土屋相模守政直、伝へらる、やがて彼亭へ往きて御礼を申上ぐ、

一、今日、甲斐守と改む、是によりて、麻上下を着して老中、并に間部越前守詮房が亭へ往きて其よしを達す、  
一、吉里、願ひのごとく甲斐守と改むべきとの仰事あるによりて、保山公より、老中并に間部越前守詮房が亭  
へ使者をつかはして、御礼を申上げたまふ、

福寿堂年録 第二卷、宝永六丁丑年七月

宝永六己丑年

七月小

朔日、庚午

月次御礼で甲斐守と  
披露さる

二日、

一、月次の御礼、例のことし、今日御礼を申上ぐ時に、甲斐守と奏者番衆披露あり、

増上寺台徳院仏殿へ

家督相続御礼の献上

（巻之秀忠）  
一、紗綾五巻、昆布一箱、御仏殿の別当宝松院、宿坊月光院へ銀三枚充を贈る、安  
時（吉里裏裏御室 生母町子）  
睦も参詣す、御仏殿へ銀一枚充を献上す、増上寺へ昆布一箱、樽代三百疋充を送る、

甲斐国に吉保菩提寺

永慶寺を建立 黄檗僧  
悦峰偈を寄す

一、永慶寺（柳澤吉里書抜き 在用通）  
寺、今日上棟なり、上棟の詞、並に黄檗の悦峰和尚の偈、爰に記す。

○（「一、永慶寺」云々に係る行の上部に「永慶寺上棟」の付箋有り）  
詠棠旧郡、左白鶴、而右驪駒、布金新壊、南芙蓉以西躑躅地、既華勝法何閼靈、茲菅少將、

之壽宮<sup>ヲ</sup>、遂<sup>ニ</sup>構<sup>マフ</sup>大雄氏之宝殿<sup>ヲ</sup>、三十年相業、千萬世宗風、輪奐缶來宅、窓藏往即、公所當安処<sup>一</sup>、迺神之棲、樂邦在今、而降人飽<sup>ニ</sup>甘露<sup>ニ</sup>、自此以後、家濟<sup>ニ</sup>苦洋<sup>一</sup>、仰<sup>テ</sup>祈<sup>ニ</sup>國脉<sup>ノ</sup>之悠長<sup>一</sup>、俯<sup>シテ</sup>祷<sup>ニ</sup>藩封<sup>ノ</sup>之鞏固<sup>ヲ</sup>、敬<sup>テ</sup>懼<sup>ニ</sup>輿誦<sup>ニ</sup>恭<sup>ニ</sup>助<sup>ニ</sup>梁本<sup>ヲ</sup>、拋梁東、富水澠觸、漲<sup>レ</sup>海<sup>ニ</sup>通、龍女掌中珠徑寸捧來、明月夜玲瓏<sup>ヲ</sup>、拋梁南、千畳萬幅翠翠相涵、芙蓉最是庭前物、海內宗風独自占<sup>ハ</sup>拋梁西、白嶺上參<sup>ニ</sup>兜率<sup>ニ</sup>、齋<sup>ノ</sup>皎々能添<sup>ニ</sup>斜日<sup>ノ</sup>色<sup>ヲ</sup>、樂邦有<sup>ニ</sup>路不<sup>レ</sup>應<sup>ニ</sup>迷、拋梁北、巍峩<sup>タル</sup>御岳厭<sup>レシテ</sup>邦<sup>ヲ</sup>、服<sup>ス</sup>定<sup>テ</sup>知香積福、無<sup>レ</sup>疆峰是黃金紫磨<sup>ノ</sup>色、拋梁上、一點<sup>ノ</sup>光中、森羅萬像<sup>[象]</sup>三十三天、皆昭回、不啻四海悉<sup>スルノベニ</sup>歸向<sup>一</sup>、拋梁下、寂<sup>タリ</sup>兮冥<sup>タリ</sup>兮無<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>舍、千秋萬歲、長安<sup>ニ</sup>安寧、南面王<sup>ノ</sup>樂、絕昼夜伏<sup>シテ</sup>、願上梁<sup>ノ</sup>之後、十方護持、四恩擁佑、群魔滅歟、萬德圓滿、百順民豐、三登歲美國、運<sup>ト</sup>與<sup>ニ</sup>家運<sup>ニ</sup>、齋<sup>ニ</sup>盛<sup>ニ</sup>佛法併王法長<sup>ニ</sup>隆<sup>ラシコトヲ</sup>、臣柳澤保格等、謹祝新羅三郎後胤、前國主四位少將源吉保朝臣、菅建甲斐國山梨郡、龍華山永慶寺、

宝永六年己丑七月二日上棟、

奉行 家臣柳澤權太夫源保格 副奉行 家臣山口八兵衛源政俊 都料匠 秋篠八右衛門藤原憲之

龍華山永慶禪寺上梁法、偈、永慶地靈甲海、東湧臾<sup>ニ</sup>湧出<sup>ス</sup>、梵王宮一声<sup>ノ</sup>雲、斧響<sup>ノ</sup>州界<sup>ニ</sup>、千尺<sup>ノ</sup>法梁、架<sup>ニ</sup>太空<sup>ニ</sup>、画棟擡持呈<sup>ニ</sup>瑞採<sup>ヲ</sup>、雕毫宏<sup>ニ</sup>壯振<sup>ニ</sup>宗風<sup>ヲ</sup>、肇興全<sup>ニ</sup>是檀恩力、揭<sup>ニ</sup>起龍華萬世<sup>ノ</sup>功<sup>ヲ</sup>、

己丑孟秋二日、支那西湖、悅峰書、

一一日、

家宣に若君誕生  
家宣委<sup>田氏</sup>、於善<sup>左方</sup>、  
左京の御方なり、  
大五郎様  
一、今朝五つ時頃に若君様御誕生、世良田鍋松様と称し奉る、御母は、  
家宣三男、生母廣司氏、於善<sup>左方</sup>  
左京の御方なり、大五郎様

七日、

一、七夕の御礼例のごとし、

七夕の御礼  
本邸へ移徙

綱吉仮仏殿へ吉保吉  
里参詣

月桂寺龍興寺へ家督  
相続報告の参詣

十日、  
一、東叡山の常憲院様の仮御仏殿へ参詣す、保山公も参詣し給ふ、

十一日、

一、月桂寺、竜興寺へ参詣す、家督をつぎて後、はじめてなれば、正覺院殿の牌前へ、金一枚、自余の先祖の靈牌二十一座に、銀一枚充を供す、住持西堂碩隆、前住持長老碩秀へ、銀一枚充、松竹庵座元碩心へ、金三百疋を贈る、竜興寺にて、吉里生母吉里生子靈樹院殿の牌前へ、銀五枚を供す、住持座元東水へ、金三百疋、昆布一箱、靈樹院へ二百疋、一箱を贈る、

移徙祈禱御礼の贈り物

本邸移徙祝儀の和歌  
会

一、移徙の祈祷をせしによりて、靈雲寺へ金三百疋、昆布一箱をおくる、愛染院へも同じ、  
一、本亭へ移徙せし祝儀とて、和歌の会を興行す、兼題は、松樹増色、当座の探題二十首、  
早春雨政徳 檜原霞以直 花匂風恒隆 水辺蛙以直 市郭公貴亮 榇誰家正興 泉忘憂成福 新秋雲恒隆 袖上露貴亮  
亮 夜半月吉里 重陽宴政徳 落葉少直行 冬橋月貞清 向炉火勝昌 寄硯恋正興 寄筆恋吉里  
中淹勝昌 望遠帆貞清 寄鏡祝全故

領内の寺社へ家督相  
続の祝儀贈進

朔日、

一、家督を継ぎたる祝儀とて、領内の寺社へ贈進せし品并に名代使者の書付、今日到着す、

一、城内稻荷、初尾金武百疋、平野源左衛門、一、府中八幡宮、太刀一腰、銀一枚、柳沢主殿、  
一、住吉大明神、同行、柳沢主馬、一、恵林寺、太刀一腰、銀一枚、敷田忠左衛門、一、御

嶽山、銀一枚、社僧、銀一枚、社人、畠勘七郎、一、上条地蔵、銀一枚、山田小右衛門、一、愛宕、荒神、金二百疋充、本多彦四郎、

一一日、

一、武田八幡、常光寺、金二百疋充、梶村七兵衛、一、寢八幡、金二百疋、平野殿段右衛門、一、裂石、同行、山崎六右衛門

一二日、

一、一宮、二一宮、三宮、金二百疋充、酒井幸次郎、一、田野景德院、金二百疋、本多彦四郎、以上、十一日、

鍋松君の七夜祝儀へ  
吉保町子献上物

一、今日、鍋松様の七夜の御祝儀なるによりて、保山公并に安通が実母より、献上物あるべきよしを、昨日間部越前守詮房より、保山公へ伝へらる、によりて、今日、保山公より、鍋松様へ、二種一荷を進上し、左京の御方へ、紅白縮綿二十卷、看二種、樽一荷を進じ給ふ、其女臣一人へ、銀三枚充、惣女中へ、十枚を贈りたまふ、安通が実母より、鍋松様へ、二種、一荷を進上し、左京の御方へ、紅白縮綿十卷、看一種、樽一荷を進ず、其女臣一人へ、銀一枚充、惣女中へ十枚を贈る、

十三日、

綱吉仮殿へ吉保吉里安通時睦灯籠蠟燭  
献上

一、今日常憲院様の仮御仮殿へ蓮の造り物ある燈籠一つを献上す〔蠟燭百挺を添ふ〕、保山公よりも同じ事にて、燈籠の造り物立花なり、安通、時睦よりもあり、燈籠一つ充を献上す、〔蠟燭十挺充を添ふ〕、

十四日、

一、東叡山の三御仮殿(家光 家綱 綱吉)へ参詣す、常憲院様の仮御仮殿へは、御香奠銀一枚を供す、

十五日、

東叡山三仮殿参詣

一、月次の御礼なし、

東照宮へ参詣

十九日、

一、東叡山の御宮<sup>(東照宮)</sup>へ参詣す、

国子箸揃祝儀

廿二日、

一、妹<sup>(主侯娘  
生母上月氏柳子)</sup>國、今日箸揃の祝儀なり、

将軍宣下祝儀の能興行許可

今晚、老中土屋相模守政直より、願ひのごとくすべきよしを伝へらる、

廿三日、

領内の粕漬鱈を献上

一、頃日、将軍宣下なりし御祝儀とて、老中を招請する日に、能を興行し度といふ事を、老中に伺ひぬれば、  
詮房、若老中四人、寺社奉行衆四人、御側衆六人、御留守居衆七人、大目附衆四人、町奉行衆三人、勘定奉行衆四人、作事奉行衆二人、普請奉行衆三人并常之用事を頼む御先手青木与右衛門信治、目付衆鈴木伊景重武、久松忠次郎定持へ一桶づゝを贈る〔）、

左京御方より吉保町子へ枕直しの祝儀

一、左京の御方の枕直しの祝儀とて、保山公へ、色羽二重二十疋、檜重一組、肴二種、樽一荷、安通が実母に、色羽二重十疋、行器五荷、ぬり重の内一組、肴二種、樽一荷を惠まる、

廿四日、

町子左京御方の使者に贈り物

一、安通が実母より、左京の御方の広敷番一人に、金三百疋づゝ、宰料<sup>(領)</sup>一人に二百疋充、持人三十五人に、千疋を贈る、昨日御祝儀の使に来れるによりてなり、

廿五日、

九月中に老中招請を  
要請

吉保町子左京御方女  
臣等へ贈り物

一、今日、將軍宣下なりし御祝儀とて、老中を招請する事、九月中にいたし度といふ事を、大久保加賀守忠増  
へ達す、

一、保山公より、左京の御方へ、縮綿<sup>(縞)</sup>二十巻、肴二種、樽一荷を進じ給ふ、其女臣二人へ、銀三枚充、惣女  
中へ十枚を贈りたまふ、安通が実母より、左京の御方へ、縮綿<sup>(縞)</sup>十巻、菓子の折一つ、肴二種、樽一荷を  
進じ、其女臣二人へ、銀一枚充、惣女中へ十枚を送る、一昨日、恵み物あるによりてなり、

廿六日、

安通時睦の御代替の  
誓詞仰付窺ひ

中へ十枚を贈りたまふ、安通が実母より、左京の御方へ、縮綿<sup>(縞)</sup>十巻、菓子の折一つ、肴二種、樽一荷を

廿七日、

一、安通、時睦に、御代替の誓詞を仰付らるゝ事を窺ひぬれば、安通は十六歳なれば、明朝、大久保加賀守忠  
増が亨へ往きて、誓詞をすべし、時睦が誓詞の事は、来春に到りて窺ふべきよしを、加賀守忠増伝らる。

安通御代替の誓詞  
の文言

起請文前書

—124—

一、今度、御代替付而、弥重公儀御為第一奉存、聊以御後閨儀不仕、御奉公大切可相勤事

一、御一門方始諸大名、諸傍輩与、以惣心申合、一味仕間敷候、若以計策惡事相頼族於有之者、早  
速可致言上事、

一、被仰出候御法度之趣、堅相守可申事、

右條々隆為一事於、致違犯者、梵天帝釈、四大天王、惣日本國中六十余州、大小神祇、殊伊豆  
箱根両所權現、三嶋大明神、八幡大菩薩、天満、大自在、天神部類眷属、神罰冥罰、各可罷蒙  
者也、仍起請所件

松平刑部少輔<sup>(柳澤玄道)</sup>

寶永六年七月 安通判

土屋相模守殿 小笠原佐渡守殿 秋元但馬守殿 本多伯耆守殿 大久保加賀守殿  
井上河内守殿

廿八日、

山王権現に参詣

一、山王権現の祠に参詣す、家督を継ぎて後、始てなれば、神前に太刀一腰、馬代金一枚を進献す、觀理院  
へ銀二枚、昆布一箱、樹下民部太輔資範へ、金五百疋、干鯛一箱を送る、

廿九日、

吉保鎧太刀献上を伝  
言す  
吉保の拝借金

一、保山公よろい、明日太刀を、献上し給ふべきよしを、大久保加賀守忠増伝へらる、  
一、万石以上の輩は、前々拝借せし金銀高の内にて、三分の一を当年中に返納あるべし、残りての二分は返納  
するに及ばず、万石以下の輩の拝借金銀は、残らず返納に及ばぬよしを、加賀守忠増傳へらる、保山公の  
拝借金有によりてなり、是によりて、老中並に間部越前守詮房が亭へ往きて、御礼を申上ぐ、

一、  
正親町公通卿の答書到着の日、詳ならず、爰に記す、

仙洞御安全被為成候間、可心以安候、然者、今度美濃守願之通隱居、家督無相違足下江能仰付、芳  
首尾好一段被思召候、固茲目録之通獻上之、則令披露候處、御感御事候、宜申述旨、御氣色候、  
恐惶謹言、

七月十九日 公通 甲斐侍従殿

福寿堂年録 第三卷、宝永六己丑年八月

宝永六己丑年

八月小

朔日、己亥

八朔の御札日食にて

登城遅し

吉保太刀馬代献上

一、保山公より、太刀一腰、馬代金一枚を献上したまふ、名代の使者、滝口金五右衛門<sup>長</sup>、長上下を着して勤む、席の次第は、井伊右衛門大夫直治、次に保山公、次に酒井勘解由忠拳が使者なり、

一、老中并に間部越前守詮房が亭へ、使者をつかはして、祝儀を述べ、

四日、

吉保八重姫より檜重

拝受

五日、

一、<sup>(近衛氏、吉保)</sup>八重姫君様より、保山公へ檜重一組を下されて、拝受し給ふ、

吉保御台所より拝受物

上巳端午等の折老中  
并に間部詮房亭へ行  
き御機嫌を伺うを定  
む登城外出時の供人  
の定め

一、<sup>(近衛氏、吉保)</sup>御台所様より、保山公へ、塗重の内一組、粕漬の鰯一桶を下されて拝受し給ふ、

一、今より後、上巳、端午、七夕、八朔、重陽に、老中并に間部越前守詮房が亭へ、使者をつかはして、祝儀を述べ、五佳節并に月次の登城の時に、麻上下を着たるもの三人、常に出づるに、武人を供さず、登城并に常に出づる時に、供馬一疋を牽かせ、供鑓一本を持しむ、満月ほどに、老中并に間部越前守詮房が亭へ往きて、御機嫌を窺ふ事を定む、

十日、

一、<sup>(徳川綱吉)</sup>東叡山の常憲院様の仮御仏殿へ参詣す、

十一日、

一、領内の産の梨子一籠を献上す、月番の老中、小笠原佐渡守長重、奉書来る、

一、八重姫君様より、母堂へ、鯛一折を下されて、拝受したまふ、

領内の梨献上

母堂八重姫より拝受物

十八日、

九月七日に將軍宣下祝儀に老中を私邸へ招請決定

七日、老中を招請す、其節、來り給ふべしといふ事を申遣す、

十九日、

吉保靈元院に獻上物

（九月）正親町通卿へたのみ給ふ

一、保山公より、仙洞御所へ香炉笛一つ、二幅対の掛物を獻上し給ふ、（靈元院）正親町通卿へたのみ給ふ

仙洞御所益御機嫌能被成御座、目出度奉承悦候、然者、別紙書付之通、獻上仕候、宜願奏達候、恐

惶謹言、（柳澤吉保）松平美濃守

八月十九日 判 正親町前大納言殿

寺社奉行衆等への招請状

一、来月七日に老中を招請するによりて、寺社奉行衆、奏者番衆、御留守居衆へ書にて來らるべし、といふ事を申つかはす、

一筆致啓達候、將軍宣下為御祝儀、來月七日、御老中招請、能致興行候、其節御出可忝候、恐惶謹言、八月十九日 判

大目付衆等へも同招請状

一、同じ事によりて、大目付衆、町奉行衆、勘定奉行衆、作事奉行衆、普請奉行衆、芙蓉の間者、遠国役人衆へ、書にて來らるべしといふ事を申つかはす、

一筆令啓達候、將軍宣下為御祝儀、來月七日、御老中招請、能致興行候、其節、御出待入存候、恐惶謹言、八月十九日 判

賄頭衆等へも同招請状

一、同じ事によりて、賄頭衆、御台所の頭衆、同組頭衆、同朋頭衆、御数寄屋方の坊主の頭衆へ、使者にて來らるべしといふ事を申つかはす、

廿七日、

小笠原長重間部詮房

亭へ御機嫌伺い

廿九日、

安吉廿三回忌練上興  
行吉保月桂寺參詣  
祭文を読みます

維

一、来月十七日、正覺院殿の<sup>(昭和十六年、安吉)</sup>一拾三回忌に当る、それとも老中を招請するの事に、さはりなるべければ、今日より法事を執行ふ、保山公、月桂寺へ参詣したまひて、祭文を読みしめ給ふ、

宝永六年歲次己丑、秋八月己亥朔、越二十有九日丁卯、甲斐前國主孝子吉保、敢昭告于顯考正覺院殿張無源良大居士之靈曰、伏惟、大居士器稟英傑、德懷慈良、施惠乎陰報食于陽、小子何幸、幸膺茲月堂、曰福曰祿、愈久愈彰爵廁將帥、職統輔相、聯族國姓、胙土家鄉、人間至願臣下極望、萃諸眇身覆其衆、祥恩是誰錫澤于何光兩朝恩、渥一本澤長頒新之世、告老是常于林、于泉稍之祥、之家嗣、承邦仲秀分封子孫、皆達終始俱昌、當斯盛代、飽是全慶、人既悅豫、神盍<sup>サラシニ</sup>偷揚、況在遠諱二十三霜、孟候戒期預修、秋嘗<sup>サク</sup>、獻<sup>サツ</sup>、供僧、享芬薦<sup>スハシ</sup>、鄉經唄雷<sup>如震</sup>、燎燭月<sup>如煌</sup>、茲自駒籠、助祭其傍、白嚴範昊天罔疆、嗚呼敬告、

〔追記〕本稿は平成二十一年度 淑徳大学の学術研究助成を得ての成果であることを明記しておく。また本稿をまとめにあたり柳沢文庫の皆様方に大変お世話になつた。紙面を借りて改めてお礼申しあげたい。

(受理 平成二十三年一月七日)